

第 11 次米沢市交通安全計画 概要版

- 交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)に基づき、国及び県の交通安全計画を踏まえ、本市における交通安全施策の大綱を定めるもの。
- 計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

1 基本理念

- 「人優先」の交通安全思想を基本とし、適切かつ効果的な施策を総合的に推進する
- 交通事故のない安全・安心な米沢市を目指す

2 交通事故すう勢等

- 交通事故による死者数は、昭和 46 年の 21 人をピークに減少
- 令和 2 年には交通事故発生件数 243 件、負傷者数 284 人で、平成 17 年以降減少傾向
- 第 10 次交通安全計画期間（平成 28 年度から令和 2 年度）内の交通死亡事故の特徴
 - ❖ 高齢者が犠牲となる事故が全体の半数
 - ❖ 幹線道路での発生が約 7 割
 - ❖ 全体の約 6 割が夕方から夜間にかけて発生

3 目 標

- 1 交通事故による死者数ゼロを目指す
- 2 交通事故発生件数や負傷者数についても更なる減少を目指す

4 取 組

従来からの交通安全対策を充実・強化しつつ、より効果的な対策へ改善を図り、施策に取り組む

〈重点事項〉

- ◆ 高齢者の交通安全対策の強化
- ◆ 歩行者や自転車利用者の交通安全対策の強化

〈視点〉

- 1 高齢者及び子どもの安全確保
- 2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- 3 地域が一体となった交通安全対策の推進
- 4 幹線道路及び生活道路における安全確保
- 5 先端技術の活用推進



【裏面へ】

5 主な施策の展開



次の施策を中心に展開する

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的体系的な交通安全教育の推進

- ❖ 心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育の推進
- ❖ 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ❖ 普及啓発活動の効果的な展開（広報媒体の積極的活用）
- ❖ 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進

(3) 飲酒運転の撲滅

(4) 自転車の安全で適正な利用の促進（重点事項）

- ❖ 損害賠償責任保険等への加入促進
- ❖ 自転車用ヘルメットの着用徹底

(5) 効果的な交通安全教育の推進

(6) 交通安全関係団体への支援等

(7) 高齢者の交通安全対策の推進（重点事項）

- ❖ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進（特に「高齢者交通教室」の充実）
- ❖ 高齢者が集まる場所における交通安全広報・教育の推進
- ❖ 夜光反射材の普及促進 ❖ 家庭訪問による啓発
- ❖ 高齢者の自主的な交通安全活動の推進

(8) 高速道路での事故防止

(9) 住民の参加・協働の推進

2 道路交通環境の整備

- ❖ 安全・安心な歩行空間の整備 ❖ 道路の改築等による交通事故対策の推進
- ❖ 通学路等における交通安全の確保 ❖ 交通安全施設等の整備促進
- ❖ 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備 ❖ 冬期の安全確保

3 安全運転の確保

(1) 高齢運転者対策の充実（重点事項）

- ❖ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用 ❖ 運転免許証自主返納制度の周知

(2) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

(3) 自転車安全運転対策の推進

(4) 安全運転管理の推進

4 救助・救急体制の整備

5 交通事故被害者等支援の推進

6 交通事故調査・分析の充実

7 踏切道における交通の安全